

令和3年度「みやぎ・復興の歩み11」制作業務に係る企画提案募集要領

この実施要領は、令和3年度「みやぎ・復興の歩み11」制作業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

令和3年度は、東日本大震災の発災から10年が経過し、各地の復興が進む一方で、震災の記憶の風化や被災地への関心の低下がより一層懸念される。

今回本業務においては、これまでの本県の復興の歩みを振り返るとともに、復興の過程で生まれた新たな価値を継続して内外に発信するため、冊子を作成するもの。

2 募集事項

- (1) 業務名 令和3年度「みやぎ・復興の歩み11」制作業務
- (2) 業務内容 別紙『「みやぎ・復興の歩み11」制作業務仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 委託上限額 金5,016,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものでない。

3 応募資格

- (1) 宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) この業務の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年1月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (9) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

4 スケジュール（予定を含む）

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和3年8月12日（木） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和3年8月25日（水） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問回答 | 令和3年8月27日（金） |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和3年8月31日（水） |
| (5) 企画提案書のプレゼンテーションの実施 | 令和3年9月 3日（金） |
| (6) 選考結果の通知 | 令和3年9月中旬 |
| (7) 業務委託契約の締結 | 令和3年9月中旬～下旬 |

5 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

イ 受付期限

令和3年8月25日（水）午後5時まで（必着）

ロ 提出方法

(イ) 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

(ロ) 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

denshoh@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県 復興・危機管理部 復興支援・伝承課 震災復興支援班）

(ハ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

ハ 回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、宮城県公式ウェブサイトの復興支援・伝承課のホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 企画提案書等の提出

イ 提出書類

(イ) 企画提案提出書（様式第2号） 1部

(ロ) 宣誓書（様式第3号） 1部

(ハ) 企画提案書（任意様式） 7部

a コンセプト

企画提案全体の概要、趣旨、コンセプト等を記載すること。

b レイアウト案

冊子全体のレイアウトに係る趣旨、狙い等を記載すること。

c 業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての体制の詳細を記載すること。

d 業務の実施計画書

契約締結から納品までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。

(二) 概算見積書（任意様式） 7部

- a 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
- b 本業務に関する取材費，交通費，食費，通信運搬費，事務経費その他必要と見込まれる経費はすべて計上すること。

(ホ) 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 7部

- a 官民間問わず，これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
- b 過去2年以内に国や自治体から受託した代表的な事業があれば併せて提出すること。

ロ 提出期限

令和3年8月31日（火）午後5時まで（必着）

ハ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）

ニ 提出先

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県庁行政庁舎6階北側）

宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課震災復興支援班

(3) 企画提案に際しての留意事項

- イ 提出された書類は，原則として返却しない。
- ロ 提出された書類は，原則として提出後の差替え，変更及び取り消しは認めない。
- ハ 企画提案に要する費用は，すべて提案者の負担とする。

(4) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は，速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- ロ 取下願の提出があった場合も，既に提出された企画提案書は返却しない。
- ハ 企画提案書の再提出は認めない。
- ニ 審査は提出された企画提案書により行うが，提案受付後，提案内容について説明を求めることがある。

6 評価・選定方法

(1) 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において，6（2）の評価項目及び配点に基づき，提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し，最も優れていると判断した提案者を業務委託候補者として選定する。

なお，提案者が1者のみであった場合は，選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に，業務委託候補者として決定する。

(2) 評価項目及び配点

次の評価項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

イ 実施体制等（配点40点）

- ・業務を遂行するための体制は整っているか（10点）
- ・全体スケジュールを把握した進行管理が行われる体制か（10点）
- ・業務遂行に問題ないスケジュールが計画されているか（10点）

- ・過去の事業実績が本業を遂行する上で十分なものか（5点）
- ・経済的かつ妥当な事業費となっているか（5点）
- ロ 業務の内容について（配点60点）
 - ・企画提案内容は本業務を理解した内容になっているか（10点）
 - ・制作する冊子は県が提示する目的・趣旨に沿ったものか（15点）
 - ・写真や図表等を取り入れた見やすい内容になっているか（10点）
 - ・冊子の構成（内容）及びデザインが適切かつ新たな工夫がされているか（10点）
 - ・読み手の興味を引くような提案がなされているか（5点）
 - ・誰でも見やすい、読みやすい冊子か（10点）
- (3) プレゼンテーション審査
 - イ 実施日（予定）
 - 令和3年9月3日（金）
 - ロ 実施会場
 - 宮城県庁内（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）
 - ※別途通知にて案内する。
 - ハ 実施方法
 - (イ) プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。
 - (ロ) 1者当たりの持ち時間は20分以内（説明15分以内、質疑応答5分以内）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。
 - (ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付やパソコン等の使用は認めない。
 - ニ プレゼンテーション審査結果の通知
 - 9月中旬頃、すべての提案者に審査結果を通知する。
- (4) 選定結果等の公表
 - 「入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）」に基づき、見積合わせの結果及び選定に係る下記の事項を公表する。
 - イ 参加者名称
 - ロ 選定された候補者の名称と得点
 - ハ 他の参加者の得点（得点を点数順に記載するのみで、参加者名は列記しない）
 - ニ 選定委員名
- (5) 業務受託候補者の辞退等
 - 次の場合は、業務受託候補者の選定を取り消し、（2）による評価点数の合計が次点の者を業務受託候補者とする。
 - イ 業務受託候補者が辞退した場合
 - ロ 委託契約を締結するまでの間に、業務受託候補者が応募時において3の応募資格を有していなかったことが判明した場合
 - ハ 仕様内容に係る宮城県と業務受託候補者の協議が調わなかった場合

7 失格事由

- (1) 故意に選定委員会委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (3) 本実施要領に従っていない場合
- (4) 2件以上の企画提案書を提出した場合
- (5) その他企画提案者として適切でない行為をしたと委員会が判断した場合

8 その他必要な事項

(1) 仕様書

プレゼンテーションの審査結果通知後、県と業務委託候補者で協議の上、仕様書を作成する。

(2) 契約に関する条件等

イ 成果物の利用

本業務による成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、県に帰属するものとし、県は本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(3) 成果物の権利等

イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 人物を採用する場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

ハ 成果物について、県に対し受託者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。

(4) 機密の保持

受託者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

(6) その他

イ 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

ロ 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

ハ 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、契約締結の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

- ニ 提出された企画提案書等は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- ホ 本業務に係る訴訟の必要が生じた場合は、発注者の本庁所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

9 問合せ先

宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課震災復興支援班

住所 〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎6階

TEL 022-211-2424（直通）

FAX 022-263-9636

Eメール denshoh@pref.miyagi.lg.jp